

遠軽町まちづくり自治基本条例の概要

1 条例の性格

この条例は、遠軽町の自治のあり方に関する基本的な事項を定めています。

2 構成

(1) 前文

まちの地勢や環境をはじめ、新たな自治のかたちやまちのあるべき姿を示し、その実現には町民の主体性や参加とともに関係者との協働が必要であることや、この条例の制定を通じて町民一人ひとりが主体的・自立的に行動していく意義や決意を明らかにしています。

(2) 基本理念等（1条～6条）

条例制定の目的、用語の定義、基本理念、基本原則などの総則的な事項を規定しています。

(3) 町民、議会、町の役割等（7条～20条）

町民等の権利及び責務、議会に関する基本的事項並びに町の役割及び責務について規定しています。

(4) 町政運営の基本的事項（21条～41条）

町政運営について、基本原則等を踏まえ、町政への情報共有及び町民参加に関する手法について、おおまかに規定をしています。また、町内外の様々な主体との連携及び交流に努める旨も規定しています。

(5) 最高規範性（42条）

本条例は本町のまちづくりの最高規範であり、他の条例等は、この条例に定める事項を遵守することを規定しています。

(6) 定期的な見直し手続き（43条）

4年を超えない期間ごとに、条例の見直しをする機関を設け、必要に応じて適切な措置を取らなければならないことを規定しています。